

川崎市道路占用料徴収条例 新旧対照表

改正後(令和6年4月1日から)

改正前(令和6年3月31日まで)

別表(第2条、第5条関係)

別表(第2条、第5条関係)

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			特別地域	普通地域
法32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1月1本につき	280	
	第2種電柱		440	
	第3種電柱		590	
	第1種電話柱		250	
	第2種電話柱		410	
	第3種電話柱		560	
	その他の柱類		25	
	共架電線その他上空に設ける線類		1月1メートルにつき	3
	地下に設ける電線その他の線類	2		
	路上に設ける変圧器	1月1個につき	250	
	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき	150	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき	510	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		210	
	広告塔	1月1平方メートルにつき	1,500	980
その他のもの	510			
法32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	11
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		23
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		46
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		61
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150
		外径が1メートル以上のもの		300
	架空管	外径が0.4メートル未満のもの	230	
		外径が0.4メートル以上のもの	570	
	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの		20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230		
外径が1メートル以上のもの		490		

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			特別地域	普通地域
法32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1月1本につき	280	
	第2種電柱		430	
	第3種電柱		580	
	第1種電話柱		250	
	第2種電話柱		400	
	第3種電話柱		550	
	その他の柱類		25	
	共架電線その他上空に設ける線類		1月1メートルにつき	2
	地下に設ける電線その他の線類	1		
	路上に設ける変圧器	1月1個につき	240	
	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき	150	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき	500	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		210	
	広告塔	1月1平方メートルにつき	1,400	890
その他のもの	500			
法32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	10
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		22
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		45
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		100
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150
		外径が1メートル以上のもの		300
	架空管	外径が0.4メートル未満のもの	230	
		外径が0.4メートル以上のもの	560	
	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの		20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230		
外径が1メートル以上のもの		480		

## 川崎市道路占用料徴収条例 新旧対照表

改正後(令和6年4月1日から)

改正前(令和6年3月31日まで)

別表(第2条、第5条関係)

占用物件			占用料		
			単位	所在地	
				特別地域	普通地域
法第32条第1項第3号に掲げる施設			510		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			85		
法32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額		
	上空に設ける通路		770		
	地下に設ける通路		460		
	その他のもの		170		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	150	98
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	1,500	980
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板			320	205
	添架広告			785	490
	標識		1月1本につき	410	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	150	98
その他のもの		1月1本につき	1,500	980	
幕(施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	150	98
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	1,500	980
	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	15,000	9,800
その他のもの			7,700		
施行令第7条第2号に掲げる工作物			1月1平方メートルにつき	510	
施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,500	980	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			510		
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額		

別表(第2条、第5条関係)

占用物件			占用料		
			単位	所在地	
				特別地域	普通地域
法第32条第1項第3号に掲げる施設			500		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			80		
法32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額		
	上空に設ける通路		690		
	地下に設ける通路		410		
	その他のもの		160		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	140	89
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	1,400	890
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板			300	190
	添架広告			730	455
	標識		1月1本につき	400	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	140	89
その他のもの		1月1本につき	1,400	890	
幕(施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	140	89
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	1,400	890
	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	14,000	8,900
その他のもの			6,900		
施行令第7条第2号に掲げる工作物			1月1平方メートルにつき	500	
施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1,400	890	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			500		
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額		